

令和6年度 綾川町放課後児童クラブ（なかよし学級）利用案内

1. 綾川町放課後児童クラブとは

綾川町放課後児童クラブは、保護者が仕事等で恒常的に家にいない小学校1～6年生を対象に、適切な遊びと安全な生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としています。ご利用方法等については以下のとおりです。

ただし、利用申込みが定員を大幅に超える場合は、年齢、家族構成等を勘案して、必要性が高いと判断した児童を優先することになりますのでご了承下さい。

2. 名称及び場所

- | | | |
|------------|--------------|---------------|
| ○ 昭和なかよし学級 | 綾川町畑田2583番地5 | (旧昭和南保育所) |
| ○ 陶なかよし学級 | 〃 陶5877番地1 | (旧綾川町ふるさと資料館) |
| ○ 滝宮なかよし学級 | 〃 滝宮1095番地1 | (滝宮小学校敷地内) |
| ○ 羽床なかよし学級 | 〃 羽床下2289番地7 | (羽床小学校北側) |
| ○ 綾上なかよし学級 | 〃 山田上甲1503番地 | (綾上小学校敷地内) |

※土曜日または長期休業中については人数の都合上、通学区でない学級でお預かりする場合があります。

3. 開所日及び時間

【学校の通常日（月曜～金曜）】 放課後 ～ 18:00

【土曜と長期休業中及び休日の学校行事等による振替休日】

8:00から18:00 (お弁当、要持参)

【延長利用時間】 18:00から18:30 (18:30以降の延長はありません)

※新1年生は、4月1日から利用可能ですが、1日（月）～入学式前日は8:00～18:00、入学式翌日からは平常日14:00～18:00の利用時間となります。入学式当日は学校給食が無いため利用できません。ご注意下さい。

4月6日（土）は土曜日利用登録されている方のみ利用できます。

長期休業のみ利用の方は、4月6日以降の利用はできません。

4. 休みの日

- ・日曜日、祝日
- ・夏季、冬季休日 8月13日～15日 及び 12月29日～1月3日
- ・感染症等による学級閉鎖や休校日（途中休校を含む）
- ・災害発生時、警報発令時（午前中授業を含む）
- ・学校給食の無い日（卒業式等）及び土曜の授業参観日
- ・その他、町が休日と認めた日

5. 登所及び帰宅

- ・学校の通常日は児童各自でなかよし学級まで来て下さい。
- ・帰宅は各家庭でお迎えをお願いします。安全のため児童だけで帰宅はできません。

- ・土曜と振替休日、長期休業中は、各家庭の責任で学級まで送迎して下さい。

6. 許可要件

- ・放課後、保護者等が就労等で恒常的に家にいないこと
- ・養育ができる祖父母等が同一校区内にいないこと

7. 利用申込み（事前申込み・4月からの利用を希望する場合）

利用申込みに関する書類は綾川町役場子育て支援課または各なかよし学級で配布しています。申込書に必要な書類を添付のうえ、役場子育て支援課または各なかよし学級へご提出下さい。

受付期間：令和5年12月1日（金）～令和6年1月12日（金）

上記の受付期間に申込みがない場合は5月以降の利用となります。（他市町からの転入や急な就労状況の変更等、特別な場合は除く）また、年度途中で利用の場合は利用希望日によって受付期間が異なりますので、期間内に必要書類をご提出下さい。

※長期休業中等、学級の定員が大幅に超過するときは、途中利用の受付ができない場合があります。

【提出に必要なもの】

- ・保護者等の就労証明等（祖父母等が同一校区内の場合はその方の就労証明等）
- ・就労証明が添付できない場合は、養育できない理由が分かる書類（申立書等）
- ・利用料減免を受ける場合、減免申請書と必要な添付書類（主に非課税世帯対象）
- ・その他町が提出を求める書類（利用料納付誓約書等）

8. 保護者負担金（利用料におやつ代を含む）

A	通年利用（月～土）	毎月	7, 100円
B	通年利用（月～金）	毎月	5, 100円
C	長期休業以外（月～土）	毎月	5, 500円（8月無）
D	長期休業以外（月～金）	毎月	4, 000円（8月無）
E	長期休業中のみ （土曜利用は申込みが必要）	4月	3, 000円（4/1～4/5）
		7月	5, 000円（7/21～7/31）
		8月	11, 500円（8/1～8/31）
		12月	1, 000円（12/25～12/28）
		1月	1, 500円（1/4～1/7）
		3月	3, 000円（3/25～3/31）
延長利用料（18：00～18：30）		月額	1, 000円（上記の料金に加算）

※利用料の日割り計算はありませんのでご注意ください。

○スポーツ安全保険料（予定額） 利用期間に関係なく800円（変更の場合あり）

※保険料の減免はありません。保険内容は下記HPでご確認ください。

【公益財団法人スポーツ安全協会HP】 <https://www.sportsanzen.org>

9. その他

- ・仕事が休みのときなど、ご家庭で養育できる場合は利用できません。

- ・おやつは市販のものを提供しますが、お茶は持参して下さい。アレルギーがある場合は別途ご相談ください。
- ・虚偽の申込み、または利用料を滞納した場合や各施設の管理上問題がある場合は利用をお断りまたは取消しすることがあります。ご了承下さい。
- ・利用期間の途中で脱退、または利用内容の変更を希望する場合は、届出を希望月の前月20日までに提出ください。利用月額の日割り計算はありません。
- ・事前に延長利用の申込みをしていない場合、3回延長利用されたごとに延長利用料1,000円の支払いが必要です。
- ・8月の利用料について、9月以降の通年利用がない場合（8月末に脱退する場合など）上記(E)の金額となります。
- ・保護者説明会の日程については、令和6年2月中旬頃を予定しています。内定通知書発送の際にお知らせします。

◎なかよし学級利用希望月及び受付期間（令和5年12月～）

利用希望月	新規申込受付期日	変更申込受付期日
令和6年4月～ (4月春休み含む)	事前申込み 令和5年12月1日～令和6年1月12日	
令和6年5月～	令和6年3月1日～令和6年4月15日 (令和6年1月13日～令和6年2月28日受付分含む)	～令和6年4月20日
令和6年6月～	～令和6年5月15日	～令和6年5月20日
令和6年7月～ (7月夏休み含む)	～令和6年6月15日	～令和6年6月20日
令和6年8月～ (8月夏休み含む)	～令和6年7月15日	～令和6年7月20日
令和6年9月～	～令和6年8月15日	～令和6年8月20日
令和6年10月～	～令和6年9月15日	～令和6年9月20日
令和6年11月～	～令和6年10月15日	～令和6年10月20日
令和6年12月～ (12月冬休み含む)	～令和6年11月15日	～令和6年11月20日
令和7年1月～ (1月冬休み含む)	～令和6年12月15日	～令和6年12月20日
令和7年2月	～令和7年1月15日	～令和7年1月20日
令和7年3月 (3月春休み含む)	～令和7年2月15日	～令和7年2月20日

※事前申込み期間が終了した後の利用受付は3/1～となります。上記参照

※申込書の提出先は、各なかよし学級または役場子育て支援課の開庁時間内をお願いします。

※期日が日曜・祝日の場合は翌開所日（翌開庁日）となります。

審査基準による優先順位について

利用希望者がクラブの定員を超える場合は、以下の事項に該当する児童を優先する場合があります。

- ◎より年齢の低い児童
- ◎保護者の勤務時間、日数の長い児童
- ◎保護者がひとり親の児童
- ◎同居や近所に祖父母がいない児童
- ◎障害者手帳を持つ児童や、支援の必要な児童
- ◎きょうだいが同時に利用している児童

定員超過で受入れを制限することとなった場合、より優先順位の高い方からのご利用となります。
途中利用申込みの場合は、事前申込みの方を優先しますので、受け入れ可能な状況になるまでお待ちいただく場合があります。

(注) 事前申込み期間が終了した後は利用資格の審査および学級受入れ準備のため、途中利用の受付は 3/1 から行います。他市町からの転入や急な就労状況の変更等、特別な理由がない場合は、5月からの利用となりますので、事前申込みのお忘れがないようご注意ください。

よくあるご質問 (Q&A)

- Q. 保護者勤務先について、本社が県外にあり、就労証明書の取り寄せが間に合いません。
- A. 期限までに申込書とその他の保護者等の書類を提出し、就労証明書は取り寄せができ次第、提出してください。就労証明書の提出がなければ利用資格の審査ができませんので、提出が遅くなる場合は利用できない可能性もあることをご了承ください。
- Q. 会社を退職し、現在求職中です。保護者の就職活動中での利用はできますか？
- A. 就職活動については就労予定書の提出が必要となります。ただし、3ヵ月以内の勤務が必要であることまた、求職活動に必要な時間以外（在宅時間）の利用はできません。
- Q. 1回も利用しなかった場合でも利用料（保育料）はかかりますか？
- A. 利用の有無に関わらず、利用料（保育料）はかかります。日割り計算もありませんのでご注意ください。
- Q. 仕事の都合で1ヵ月だけ学級を利用しなくても良くなりました。利用料金はどうなりますか？
- A. なかよし学級は、保護者が恒常的に家にいない児童を対象としていますので、利用しない月は一度脱退していただくようになります。利用しない月の前月20日までに届出をお願いします。後日利用する場合は再度申込みの手続き（再利用）となります。（スポーツ安全保険料を納入いただく必要はありません）
月途中の脱退、再利用に伴う利用料の日割り計算はありません。
- Q. 児童と同じ校区内に祖父母が住んでいる場合は利用ができないのでしょうか？
- A. 祖父母が就労している、農業で生計をたてており保育ができない場合は利用できます。お仕事をされていない場合、保育にご協力いただけるのであれば利用はご遠慮いただいておりますが、保育が難しい場合は申立書のご提出をお願いしています。

Q. 現在は育休中ですが、年度途中から職場復帰するためなかよし学級を利用したいのですが。

A. 申込みの際、就労証明書の育休期間の記載があるか、もしくは備考欄に「〇月〇日復帰予定」として勤務先から証明書を作成してもらい、申請書に添えて提出してください。

Q. 長期休業のみ利用したい場合、利用の直前に申込みしても利用できますか？

A. 長期休業（春休み、夏休み、冬休み）のみの利用であっても利用月の前月 15 日までの申込みが必要です。4月の春休みは事前申込み時に申込みをお願いします。

仕事内容が変わったため等により通年利用から長期休業に変更する場合は、利用月の前月 20 日までに変更届の提出をお願いします。勤務先の変更の場合は、添付書類として就労証明書が必要です。

Q. 朝夕の送り迎えが間に合わないのですが、支援してもらえる制度はありますか？

A. 綾川町では「たかまつファミリー・サポート・センター」の利用を推奨しています。

地域の中で「子育ての援助をしたい人」と「子育ての援助をして欲しい人」が会員になって、一時的な子育て（送迎・預かり等）を助けあう有償ボランティア組織です。ただし、会員の都合によりご希望に沿えない場合もあります。詳細は下記、事務局までご相談ください（事前登録が必要です）

●たかまつファミリーサポートセンター（Tel：087-833-2226）1時間200円～の補助制度があります。

◎なかよし学級申込書に添付する書類

証明書類	常勤 パート 自営業	農業	内職	就労 予定	傷病 障がい	介護 看護	就学 技能取得	その他	備考
就労証明	○								勤務先の証明が必要
農業申立		○							農業で生計をたてている人
内職証明			○						事業所の証明が必要
求職中申立				○					求職活動支援機関の証明が必要
申立書（傷病・障がい・介護・看護・就学等）提出の場合									
傷病 障がい等					○				各種写し等必要
介護・看護						○			
就学 技能取得							○		
その他								○	上記以外に特別の事情がある場合

なかよし学級申込時に添付する書類についての注意事項

- ①就労予定の方は入級後、求職活動支援機関等利用証明書を提出してください。また、3ヶ月以内に就労証明書の提出が必要です。
- ②求職活動申立書は、外出を常態として企業訪問や公共職業安定所の活動の場合であり、自宅にて求人情報閲覧、電話での活動は証明するものがないため求職活動にあたりません。
- ③祖父母の方が児童と同一校区内にお住まいの場合は、その方の就労証明書が必要です。
- ④土曜日勤務がない方は土曜日の利用ができません。
- ⑤勤務時間（終業時間）によっては延長利用ができない場合があります。
- ⑥無収入のボランティア活動、家事手伝い等は就労とは認められませんのでご注意ください。

◎その他ご不明な点があれば下記までお問合せください。

施設に関すること

・綾川町子育て支援課 087-876-6510

運営に関すること

・シダックス大新東ヒューマンサービス（株） 087-861-9034

・綾上なかよし学級 087-878-0730

・昭和なかよし学級 087-877-0601

・陶なかよし学級 087-876-3634

・滝宮なかよし学級 087-876-1299

・羽床なかよし学級 087-876-2721